

鳥取市指導農業士活動支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市指導農業士活動支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、農業者の指導及び援助に熱意を有し、新規就農者の育成などに意欲的に取り組む鳥取県指導農業士認定要綱（平成16年11月25日制定）に基づき鳥取市が推薦し、鳥取県が認定した指導農業士（以下「指導農業士」という。）の活動を支援し、農業の振興及び農村生活の向上を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、指導農業士が構成する鳥取地区農業士会とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費は、鳥取地区農業士会が実施する事業に要する経費とする。

(補助金の算定)

第5条 本補助金は、鳥取地区農業士会に所属する指導農業士の人数に1万円を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(交付申請)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2条に規定する書類は、鳥取市指導農業士活動支援事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書（別記様式）によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第9条 本補助金の実績報告は、本補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了の場合は、その日の翌日から起算して10日以内に提出しなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、鳥取市指導農業士活動支援事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書（別記様式）によるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成20年5月28日から施行し、平成20年度の補助事業から適用する。

(鳥取市農業士連絡協議会活動助成事業補助金交付要綱の廃止)

2 鳥取市農業士連絡協議会活動助成事業補助金交付要綱（平成13年4月17日制定）は、廃止する。

別記様式（第6条、第9条関係）

年度鳥取市指導農業士活動支援事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業完了（予定）年月日

年 月 日

4 収支予算（収支決算）

（1）収入の部

項 目	本年度予算額 (本年度決算額)	概 要
市補助金	円	
そ の 他	円	
合 計	円	

（2）支出の部

項 目	本年度予算額 (本年度決算額)	概 要
	円	
	円	
	円	
合 計	円	